

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

( 5 月 定 例 会 議 事 録 )

令和2年5月11日(月) 14時00分～  
津山市役所 東庁舎1階 E101会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 ( 1 9 名 )

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕 恭 | 3. 池田 幸正  | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介  | 6. 竹内 隆一  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子  | 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |           |

欠 席 委 員 ( 0 名 )

事 務 局 ( 9 名 )

吉田 局長	高橋 次長	村上 主任	都井 主事
今井 主事	三宅 主査	小椋 主任	濃野 主幹
門村 主事			

議 事

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 9号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 10号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 11号 非農地証明願承認について
- 議案第 12号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 13号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 14号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 議案第 15号 別段の面積（下限面積）の設定について
- 議案第 16号 空き家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

では、令和2年5月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中、19名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会長

はい。皆さんご苦勞様でございます。新型コロナが流行って何もかも難しくなってきました。協力をお願いします。

それでは、運営委員会の報告をお願いします。

山下 委員長

先ほど開催されました第2回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会などについて、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名人を指定させていただきます。8番小島委員さん、9番岡田委員さん、お願いします。

それでは、議事に入らせてもらいます。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明願います。

事務局（津山）

失礼します。

議案第7号の説明をいたします。今回、津山地区から11件、阿波地区から1件、勝北地区から2件、合計14件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明いたします。

1-1についてですが、一方の82歳の女性から、上高倉の58歳、自営業の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、奈良県大和高田市の63歳の女性から、妙原の70歳、農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、奈良県大和高田市の63歳の女性から、妙原の70歳、農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、上之町の74歳の男性から、草加部の66歳、農業兼アルバイトの男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、美咲町の66歳の男性から、押入の44歳、会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-6についてですが、中島の75歳の女性から、平福の46歳、自営業の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-7についてですが、鏡野町の62歳の女性から、小桁の46歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考え

られます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-8についてですが、兵庫県神戸市の65歳の男性から、国分寺の72歳、農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-9についてですが、日上の68歳の男性から、同じく日上の39歳、会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-10についてですが、河辺の63歳の男性から、大篠の64歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-11についてですが、東田辺の91歳の女性から、山方の75歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 阿 波 )

はい、ありがとうございました。では、次。

続きまして、阿波地区分を説明いたします。

3-1についてですが、長岡京市の64歳、男性から阿波の44歳、公務員、男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

阿波地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、次。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野東の79歳、農業を営む男性から新野東の73歳、農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-2についてですが、坂上の90歳、自営業の男性から坂上の70歳、農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第7号の説明は以上です。

日 笠 会 長  
高 山 委 員

はい、ありがとうございました。今、議案第7号について事務局から説明がありましたが、地元委員から、お願いします。

15番高山です。1-1ですが、4月のときに申請が出て許可が下りたものです。4月の段階の申請漏れの追加分です。問題ないと思います。

それから、1-2、1-3について、ご説明いたします。5月7日に、岸部推進委員と申請地及び関係者の農地の状況を調査して参りました。1-2について、5月7日の段階でもう既に水田に代かきがされていて、農業をされていたので問題ないと思います。1-3につきましても、私の前に農業委員をされていた方で、漏れなく農地として適正に管理ができていました。以上です。

日 笠 会 長  
小 島 委 員

はい、次。

8番小島です。1-4について、説明します。推進委員の福山委員と5月1日に見に行ってきました。受人である申請者は一生懸命やられていますので、よろしくお願いします。

それから1-5ですけど、高野の神田推進委員と5月3日に見に行ってきました

日 笠 会 長 た。受人である申請者は一生懸命、作られていますので、よろしく願います。  
1-6について、もうやっているので問題ないということです。

井 家 上 委 員 それから1-7、田んぼを投げ出して、買ってこれということなので、しょうがないと思っています。よろしく願います。  
4番井家上です。1-8の受人である申請者なんですけれども、前回、非農地の申請をされまして、お持ちの農地に関して全部、3条で引き受けてもいいということになっておりますので、よろしく願います。  
1-9ですね。この方、親子間の贈与ということでございますので、問題ありません。

日 笠 会 長 はい、次1-10。  
長 森 委 員 14番長森でございます。1-10の説明をいたします。この方は大篠なんですけれども普通の農家でございます、特段問題ないと思います。  
1-11でございますけど、これも問題ないと思います。よろしく願います。

山 下 委 員 3-1ですけど、問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、次。  
尾 島 委 員 7番尾島です。4-1について説明させていただきます。渡人である申請者が国道を渡ってこの田んぼへ行かなくてはならなくて、年をとったとき怖いとのことです。このたび、受人である申請者にお譲りすることです。よろしく願います。

日 笠 会 長 議案第7号に対して、今、地元委員の説明がありました、皆さん何かありますか。ありませんか。

\* はい。  
日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手をお願いします。

\* << 多数、挙手 >>  
日 笠 会 長 はい。賛成多数ということで、ありがとうございます。  
では、議案第8号農地法第4条の規定による許可申請承認について、上程します。事務局、説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第8号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、勝北地区から1件の計2件の申請です。議案書のページは、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。  
1-1番・河辺の雑種地、84.36㎡の追認案件についてです。こちらは、議案第10号1-11番の関連議案となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、河辺にお住いの71歳、農業の男性です。居宅への進入路が狭く、車両の乗り入れに不便であったため拡張し、また、筆界確認を十分しないまま庭を設けていたものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁があり、雨水排水については、勾配を設け既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。  
津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、次。  
事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。  
4-1番・中村の畑、79㎡の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天の駐車場です。転用事業者は、中村にお住いの71歳、農業を営む男性です。世帯員の増加により自動車の台数が増えたため、自宅に隣接する申請地を駐車場にするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、申請地と隣接地とは平坦でありまして、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止

する計画となっています。また、日寄田キセキ水利組合から差し支えない旨の承諾を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第8号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。では、地元委員から、説明をお願いします。

井家上委員 4番井家上です。1-1の河辺の方ですけれども、自宅に入られる進入路等に使用されるということで、地元の中村委員からも問題ないということで確認をいただいております。よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、では勝北。

松尾委員 10番松尾が説明させていただきます。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今、議案第8号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん何かありますか。

\* いえ。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 賛成の方は挙手でお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山） 議案第9号農地転用事業計画変更承認について、事務局、説明をお願いします。それでは、議案第9号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと、6ページになります。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・総社の雑種地、719㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。当初転用事業者は、鏡野町にお住いの48歳、会社役員の男性です。申請地において、太陽光発電施設を設置するため令和2年1月22日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、事業に着手しておりましたが、経営する会社が新型コロナウイルス感染症の影響を受け運転資金不足となり、個人資金を会社に貸し付けたことで、施設の設置が困難となったことから、太陽光発電業を営む承継者が事業を行うため、事業計画の変更承認申請がなされたものです。

第3種農地であり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められ、事業計画の変更は問題ないものと考えます。なお、変更後の転用計画につきましては、7ページの議案第10号1-1番で改めてご審議頂くようになります。

議案第9号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。地元委員はどうか。

大山委員 1区の大山です。もうこれは工事が仕上がっているというふうなことで、仕方がないと思います。

日笠会長 はい、議案第9号に対して事務局と地元委員の説明がありましたが、皆さん何かありますか。

\* いえ。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 賛成の方は挙手でお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山） 議案第10号農地法第5条の規定による許可申請承認について、上程します。事務局、説明願います。それでは、説明いたします。議案の説明の前に、議案書に誤植がございましたの

で、お伝えいたします。議案書に誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、併せてそちらをご参照いただきたいと思います。

誤植箇所ですが、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請承認について記載に誤りがありました。7ページの申請番号1-4番につきまして、施設は「進入路、露天駐車場、既存宅地、既存建物」、施設面積は「1,072.65㎡」、申請事由は「敷地の拡張」となり、8ページの申請番号1-5番につきまして、施設は「居宅、法面」となり、10ページの申請番号1-13につきまして、施設は「露天駐車場、露天資材置場、既存宅地」、施設面積は「1,210.00㎡」、申請事由は「敷地の拡張」となり、申請番号2-1番につきまして、地種は「第1種」、施設面積は「2,384.19㎡」となりますので、訂正くださいますようお願いいたします。お手数ではございますが、よろしく願いいたします。

では、引き続き、議案第10号の説明をさせていただきます。

今回、津山地区から所有権移転12件、使用貸借権設定1件、加茂地区から賃貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転2件の計16件の申請です。議案書のページは、7ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明いたします。

1-1番・総社の畑、719㎡、所有権移転の件についてです。こちらは、議案第9号1-1番の関連議案となります。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力29.7kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、総社に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は太陽光発電業です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣地の方が高く、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・総社の田、498㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周囲の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.6m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は、日上一お住いの26歳、会社員の男性です。現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから、実家近くの申請地を父から譲り受け居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側は新設擁壁を設け、残り三面は法面を設け、雨水排水については、塩ビ管、溜桝を通じて、既設水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社西町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・小原の田、81㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.3m程度の居宅の増築で、建ぺい率は32%です。転用事業者は小原にお住いの41歳、会社員の男性です。現在、妻と居住していますが、子供の誕生により手狭になってきたことから、父が所有する申請地を借り受け、居宅を増築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリートブロック擁壁及び転圧で対処し、雨水排水は、排水路及び沈殿桝を設け、既存水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。平松池北谷池管理者から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・上高倉の畑、61㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第

1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、三田市にお住いの53歳、会社員の男性です。隣接地の住宅を購入しましたが、住宅への進入路の傾斜がきつく車両の進入が困難なことから、自宅への進入路と駐車場を確保するため、申請地を譲り受け転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地と高低差がなく、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野本郷の田、521㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.6m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は高野本郷にお住いの33歳、会社員と加茂町公郷にお住いの32歳、会社員のご夫婦です。現在、実家にて生活していますが、将来のため、夫の実家に近い申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存法面のほか、側溝を設置し、雨水排水については、設置する側溝から既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・高野本郷の田、274㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は36%です。転用事業者は岡山市にお住いの31歳、公務員の男性です。現在、アパートにて生活していますが、子供の成長や両親の面倒を見るため、父が所有する実家の隣接地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内に排水路及び沈殿柵を設け既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番院庄の田、19㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、院庄にお住いの65歳、農業の男性です。所有農地への進入路の幅員が狭いことから、申請地を進入路として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、水路を設けることで対処し、雨水排水については、新設水路のほか自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・中島の畑、81㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造2階建て全高7.8m程度の居宅1棟で、建ぺい率は23%です。転用事業者は二宮にお住いの32歳、公務員と32歳、会社員のご夫婦です。現在、アパートにて生活していますが、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、建築ブロックを積み、新設水路を設け、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設け既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。嵯峨水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。



続きまして、1-9番・河面の田、440㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの64歳、市議会議員の男性です。隣接地において太陽光発電施設の設置を目的とした第4条許可を受け、設置に向け詳細な検討を行ったところ、許可を受けた自己所有地だけでは施設の安全性を確保するための設置面積が不足することが判明したことから、隣接地である申請地を取得し、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・河面の田、607㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場で、施設の概要は、露天駐車場、貸露天資材置場及び進入路です。転用事業者は河面にお住まいの48歳、会社員の男性です。現在、申請地に隣接する居宅に生活しておりますが、家族の成長により保有する車の台数が増え、父が経営し転用事業者が勤務する会社の駐車場と近隣の駐車場を借りていましたが、近隣の駐車場は返却を求められたことから駐車場を確保する必要があり、併せて、会社の業績が順調に伸び、会社の駐車場と資材置場が不足していることから、会社から借りている駐車場の返却と露天資材置場として貸し付けるため、自宅に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場、貸露天資材置場及び進入路を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設けるほか既存の畦があり、砂利敷きとし、雨水排水は、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・河辺の雑種地、0.82㎡、所有権移転の追認案件についてです。こちらは、議案第8号1-1番の関連議案となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、河辺にお住まいの71歳、農業の男性です。居宅への進入路が狭く、車両の乗り入れに不便であったため、隅切りとして拡張していたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートを敷設し、雨水排水については、勾配を設け既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・西田辺の雑種地、229㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農業用倉庫で、施設の概要は、軽量鉄骨造平屋建て全高3.3m程度の農業用倉庫1棟及び進入路です。転用事業者は西田辺にお住まいの67歳、農業の女性です。現在、自宅に農機具を保管していますが、その進入路が急であることから、申請地を譲り受け、農機具の搬出入の安全確保や農作業の効率化を図るため、農業用倉庫として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存U字溝があり、雨水排水については、排水路から既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宇三谷水利から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-13番・上横野の田、273㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、

第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は岡山市に本店を置く資本金の額5万円の合同会社で、主な事業は太陽光発電業です。申請地西側で太陽光発電施設を稼働させていますが、保守、点検のための車両駐車場や補修する資材置場がないことから、申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については、東側排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上横野町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。なお、申請地に隣接する太陽光発電施設を設置する際に発生した雑木の片付けができていないことや水路の一部棄損があったところがございます。営農への支障が生ずる懸念がございました。雑木の片づけは完了しているところですが、水路復旧については完成していないところがございます。その部分も含めてご審議をいただければと思います。

津山地区からの説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区分を説明させていただきます。

2-1番・加茂町青柳の田、636㎡、賃貸借権設定の件についてです。

農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第1種と判断しています。転用事業者は、加茂町青柳に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は建築業です。業務拡大に伴い、現在の駐車場だけでは、手狭になり、来客者用、業務用及び従業員用駐車場として駐車場を設置するための転用です。転用にあたり、境界部分については、東面は隣接する市道の方が高く、西側は土砂流出止を設置し、雨水排水は、碎石敷きで自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書と賃貸借契約の写しの提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・新野山形の畑、301㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周囲の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造2階建て全高7.6m程度の居宅1棟で、建ぺい率は24%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの26歳、病院職員の男性です。現在、アパート住まいですが、出産を機に実家に隣接する申請地を祖父から譲り受け居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、敷地境界については、既存コンクリート壁のほか、練積みブロック壁を設置し、雨水排水については勾配をつけ、新設排水施設に排水し、既設排水路との取り合いには溜柵を設け、生活雑排水は公共下水道に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。また、権兵衛池水利組合長から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

4-2番・原の田、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は24%です。転用事業者は、高野山西にお住いの27歳、会社員の男性です。現在、アパート住まいですが、家族も増えて手狭となることから、実家に隣接する申請地を父から譲り受け、実家の手伝いをするため、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東と北側には

既存排水施設があり、西側は隣接地と同一の高さまで埋土し、南側は排水施設を新設し法面を整備し、雨水排水については、南側新設排水施設から既設排水路に流し、生活雑排水は公共下水道に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第10号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。議案第10号について、事務局から説明がありましたが、地元委員からの意見をお願いします。

大山委員 1区、大山です。1-1は、議案第9号の関連で仕方がないと考えています。町内会のご意見も問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

1-2につきましては、総社の親子関係であります。新しく家を建てられるということで、水路も十分管理できた場所でもありますので、問題はないと思います。

1-3の小原の件ですが、これも親子関係で、現在ある父親の家の前ということで、問題はございません。

日笠会長 はい、では次。

高山委員 15番高山です。1-4について説明します。申請地は過去に農振地ではありましたが、市道が拡幅されて、農振・農用地の一部の残地として残っていたところ。もう農振除外されましたし、直接市道から入れるように今回許可が下りればなるわけ。利便性も非常に良くなると思います。現在は雑草繁茂した状態でした。既存の宅地・建物がかかなり無人化でありますので、早急に環境も良くなるのではないかと思います。

小島委員 1-5と1-6、地元の推進委員さんと見に行きましたが、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

日笠会長 1-7は、今回、進入路の許可をもらったのですが、へりが19㎡残っていたところ。よろしくお願いします。

1-8は、住宅を建てるということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。

井家上委員 4番井家上です。1-9につきまして、先日、推進委員さんと2人で、現地を確認に参りました。以前申請して、許可の下りたところに隣接している水田を、必要な分だけのことで。問題ないと思います。

1-10番ですが、これも、事業をされておられるところを見て回りました。隣接している土地なので、問題ないと思います。

1-11ですけれども、議案第8号1-1の関連ですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

日笠会長 はい、では西田辺。

長森委員 14番長森でございます。1-12について説明します。私と事務局で3月に現地を見に行きまして、5条申請が適当であろうということで、問題ないと思います。

続きまして、1-13でございますけれども、上横野でございます。先ほどの事務局からの説明に補足しますと、以前の太陽光をした際に生えていた雑木を伐採して放置してありました。それは何度も指摘して撤去させているんですが、その際に壊れた水路をいつまでも直さないと、地元から聞き取っております。残っている問題をクリアするまでは、許可は妥当ではないと考えますので、よろしくお願いします。

日笠会長 はい、次。

山下委員 11番山下です。2-1ですけど、特に問題ありません。よろしくお願いします。

尾島委員 7番尾島です。4-1についてですが、祖父と孫とのやりとりです。問題ございません。よろしくお願いします。

松尾委員	10番松尾が4-2について説明します。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
日笠会長 事務局（津山）	1-13について、事務局から説明を。 1-13につきまして、長森委員からご報告がございました。転用の申請が出てきまして、申請地と申請地に隣接する太陽光発電施設の所につきまして、地元の委員を中心に状況を確認いただいたところでございます。そのなかで出てきましたのが、長森委員からのご説明にもございましたが、太陽光発電施設を設置したときに雑木を切って、それを投げていたことです。そのことで営農への支障が生じる懸念があることについて、その部分については片付けが完了したということ、長森委員から伺ったところです。 もうひとつは、太陽光発電施設を設置するに当たって、水路を一部毀損させている問題があり、復旧に向けた協議が地元と進んでいる状況ではございますが、完了はしていないところでございます。完了していないというところについて、転用の許可基準のなかに、転用行為を行うに必要な資力及び信用があると認められないことという項目がございます。その項目のところ、水路の毀損を復旧させていないところで、農業利用する水路が直っていないところで、完全に修繕が図られないと、信用の部分について認められないのではないかということについて、ご議論いただきたいと思います。よろしくをお願いします。
日笠会長	はい。いま、説明してもらったのですが、水路についての協議、復旧が済むまでは許可しないで、不承認としてよいか。復旧と協議が済んでから、申請をしてもらうということでしょうか。
*	はい。
日笠会長	他にはありませんか。
*	はい。
日笠会長	では、議案第10号については、1-13を不承認とし、その他を承認としてよいか。
*	はい。
太田委員	ひどく壊れているんですか。
長森委員	重機で踏んだんだと思います。
井家上委員	前に壊した業者さんと今回の申請者は同じ業者さんか。同じであれば、直してからでないか。
太田委員	同じ業者です。やはり直してからにして、農地は守らないか。
日笠会長	では、それ（1-13を不承認、その他を承認）でよろしいとする方、賛成の方、挙手をお願いします。
*	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。 では、議案第11号非農地証明願承認について、説明をお願いします。
高山委員	はい。1-1について説明します。以前から問題にしておりましたけど、宅地と宅地の間に残って、昭和40年頃からこういう状況であったということです。やむを得ないと思います。よろしくをお願いします。
小島委員	1-2は、申請者のお父さんが昭和45年にしてしまったということです。 1-3は、平成元年に申請者が宅地にしてしまったということです。よろしくをお願いします。
日笠会長	はい、次。
井家上委員	4番井家上です。1-4ですけれども、昭和48年頃からライスセンターを大きくされておられます。現在もかなりの農地を持っておられまして、そこが耕作放棄地になりかけたり、いろいろしているので、そこをちゃんとしていただくことを事務局とも相談しておりますが、とりあえず手をつけられるところから改善していただきたいということで、このたびは、畑に施設をされとるのを非農地として申請していただくように、お願いしております。もう、かなり前から使われておられまし

長 森 委 員	て、しかも大きく農業されておりますので、承認していただきたいと思います。 14番長森でございます。1-5の下横野の件でございますが、この方も、かなり以前からこの場所を農作業用地としていたようです。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、次。
山 下 委 員	2-1ですけど、昭和40年頃から、こういう様子ですので仕方ないと思ひます。よろしくお願ひします。
尾 島 委 員	4-1ですけど、平成3年頃から、宅地に組み込まれているようです。
太 田 委 員	5-1について説明します。以前に、資材置場として使ってしまったということで、仕方ないと思ひます。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、議案第11号について、地元委員から説明がありました。問題ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	では、賛成の方、挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数です。
大 山 委 員	では、議案第12号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明をお願いします。 1-1と1-2は隣接した土地でありまして、太陽光発電の準備を始めているようです。近所の町内会長から聞きましたら、もう何年も前から荒れ放題だったので仕方ない、とのことでした。よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、次。
山 下 委 員	11番山下です。2-1から2-7まで、お手元に写真があります。4月3日に、日笠会長、太田代理、事務局3人、地元の平山推進委員と私で現地を確認しました。山林原野化してしまっていて、非農地もやむを得ないかなと思ひています。土地改良区、町内会からの同意書もありますので、よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、次。
植 本 委 員	16番植本です。5-1につきまして、中国道と山林の間にあつて、人が歩くのでやつの場所で、どうすることもできません。
日 笠 会 長	では、議案第12号に関して、皆さん何かありますか。賛成いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	では、賛成の方、挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、ありがとうございます。
事 務 局	では、議案第13号農用地利用集積計画の承認について、簡単をお願いします。失礼します。 議案第13号農用地利用集積計画の承認についての説明をいたします。議案書のページは、16ページから22ページです。16ページに集計表を載せております。 今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区14件、加茂地区5件、阿波地区9件、勝北地区6件、久米地区8件の計42件、所有権移転によるものが2件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第13号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。議案第13号の説明がありました。承認いたしますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	では、賛成の方、挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数です。ありがとうございます。 では、議案第14号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について、事務局

局から説明願います。

はい。それでは、議案第14号の説明をいたします。議案書のページは、23ページから29ページです。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に挙げる、農振編入6件、除外1から23の合計29件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。なお、除外24は農業委員会で非農地証明がなされており、農地法第2条第1項の農地、耕作の目的に供される土地に該当しないと判断されたものです。

また、用途変更4件につきましても、一覧に記載しております。用途変更については、今後、転用届や転用許可が必要となることから記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

除外21、22につきましては、最後に説明させていただきます。その他の用途変更を含めた32件については変更もやむを得ないものと考えております。参考として29ページに、農用地区域からの除外の基準について農振法第13条第2項で定められた5要件を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

#### 《 読み上げ 》

この5要件を全て満たしているという事が除外の条件となっております。それでは説明に移ります。内容が同じ様な案件については、まとめて説明させていただきます。

まず、23ページの編入6件についてですが、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度に取り組むものとして編入するものです。

続きまして、24ページから28ページの除外について説明いたします。まず、24ページの除外1から27ページの除外16についてですが、いずれも敷地を拡張していたものであり、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は、除外1から16については、土地改良事業の受益地、又は集団農地であることから、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、除外17から20についてですが、住宅を建設するものです。除外後の農地区分は、除外17・19・20については土地改良事業の受益地であり、また、除外18については土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。なお、除外17・19・20については、第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

続きまして、26ページの除外23についてですが、携帯電話の基地局を設置するために除外するもので、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第14号に該当し、転用許可不要であるため、問題ないものと考えます。

続きまして、除外24についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと判断されたものであり、一括して農振除外するものです。

続きまして29ページの用途変更について説明します。まず、用途1についてですが、別の場所にある現在の籾殻置場周辺に次々と新しい住宅が建ち、苦情があるため、籾の乾燥や籾すりを行う施設を当該申請地に置く予定になっています。

用途2についてですが、農業用倉庫を設置し、農作業場としていたもので、追認によるものであり、指導による用途変更となります。

用途3については、自宅から農地までに国道を横断しなくてはならず、危険であるため、農業用倉庫を設置するものです。

用途4についてですが、効率的な農業経営のために、ミニライスセンターや農業機械置場を設置するものです。

最後に、除外21・22につきましては、「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」ではなく、それは規模が大きいため、「農用地区域以外の土地をもって代えることが困難」ではないと判断されるため、農用地区域からの除外の基準

を満たしていないと考え、それらのため、転用許可の見込みがないものと考えられます。なお、この件につきましては、県の担当者とも現地調査を行っております。

よろしくご審議をお願いいたします。議案第14号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。5条件を十分に事務局が精査したものです。皆さん、今の説明で承認でしょうか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 では、賛成の方、挙手をお願いします。

\*  
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。賛成多数です。

事務局 では、議案第15号別段の面積（下限面積）の設定について、事務局から説明してください。

事務局 失礼します。

議案第15号の説明をいたします。

現在、津山市においては、農地法施行規則第17条第1項の規定による別段の面積は、市内の全域において面積を30アールに設定しております。この面積については、国からの通知により毎年見直しの議論をすることとされており、この度、審議をお願いするものです。

4月の定例会にて意見をお伺いした結果を踏まえ、議案に「本市全域の別段の面積（下限面積）を従来と同じ30アールとする」と上程しております。ご審議をよろしくをお願いいたします。

日 笠 会 長 はい。下限面積については、この前も聴いて、30アールとしているが、よろしいか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 では、賛成の方、挙手をお願いします。

\*  
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

日 笠 会 長 はい、賛成多数です。

事務局 では、議案第16号空き家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて、事務局から説明してください。

事務局 失礼します。

議案第16号について説明します。

記載の土地について、第3条の許可の要件である下限面積の引下げについて、別段の面積を設定するものです。農地法第3条の申請を予定される方からの申し出を受けておまして、地元担当の農業委員、新規就農担当の農業委員さんに面談を行っていただいております。表の右側にありますように、別段の面積を1アールとしております。ご審議をよろしくをお願いいたします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございます。1アールなのか。

事務局 前回の実績が、1アールでした。

日 笠 会 長 では、よろしいか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 では、賛成の方、挙手をお願いします。

\*  
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

日 笠 会 長 はい、賛成多数です。ありがとうございます。

事務局 では、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局から説明してください。

事務局 報告第2号の説明をいたします。議案書のページは32ページから35ページです。

今回は、相続によるものが5件43筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第2号の説明は以上です。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。 いま、報告が済みまして、これで議案は終了します。委員の皆さんから審議の必要なものがあれば、お願いします。何かありませんか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんな。
日 笠 会 長	はい。
事 務 局	それでは、ないようですので、審議をこれで終わります。事務局からも審議の必要なことはないかな。 ありません。事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、6月の定例委員会ですが、6月10日、水曜日、午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。 繰り返します。次回、6月の定例委員会ですが、6月10日、水曜日、午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。 運営委員会は、午後1時30分から、4階の農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時半までにお越しください。 事務局からの連絡は、以上でございます。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは、これもちまして、定例会議を終了させていただきます。

(15:10終了)



上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

\_\_\_\_\_  
委員署名押印

\_\_\_\_\_  
委員署名押印